

上下水道料金のコンビニ納付開始

10月18日以降に発行した納付書から、全国の主なコンビニエンスストアで曜日や時間を気にすることなくお支払いできるようになります。取扱手数料もかかりません。なお、これまでどおり指定金融機関や役場で納めることもできます。

◎取り扱いが可能なコンビニエンスストア

コミュニティ・ストア、ココストア、エブリワン、サークルK、サンクス、MMK設置店、スリーエフ、セイコーマート、スーパー（北海道）、ハセガワストア、タイエー、セーブオン、セブンイレブン、ファミリーマート、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンマート、ローソンストア100

※コンビニで納付できないケース

- ・バーコードがない、または読み取れない納付書
- ・納期限、または使用期限が過ぎているもの
- ・納付書の金額を訂正したもの



子ども・子育て支援新制度について

子どもたちが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法*が成立しました。この法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートします。

新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指した制度です。

※子ども・子育て関連3法とは…

- ①子ども・子育て支援法 ②認定こども園法の一部を改正する法律
 - ③関連法律の整備等に関する法律
- この3つの法律を総称して「子ども・子育て関連3法」と呼んでいます。

新制度のスタートに伴い、保育所等を利用する際の手続きが変わります

新制度では、お住いの市町村による3つの区分の認定に応じて施設の利用先が決まっていきます。

3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合
利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
利用先 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
利用先 保育所、認定こども園、地域型保育



※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は青枠の、2号、3号認定の場合は赤枠の手続きの流れが基本となります。

新制度の利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

※支給認定の申請手続き（入園申込み）等については、広報あんぱち11月号でお知らせします。